



発行 東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…一
 - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)…二
 - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件)……………(同)…三
 - 公有水面埋立ての免許出願(二件)……………(港湾局離島港湾部管理課)…五
- 公 告
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)…七
 - 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)…九
 - 東京都指定給水装置工事事業者の指定……………(水道局)…〇
 - 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………(同)…〇
- 正 誤
- 平成二十七年十二月二十一日付東京都規則第百八十八号……………〇

告示

●東京都告示第百五十五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年二月九日

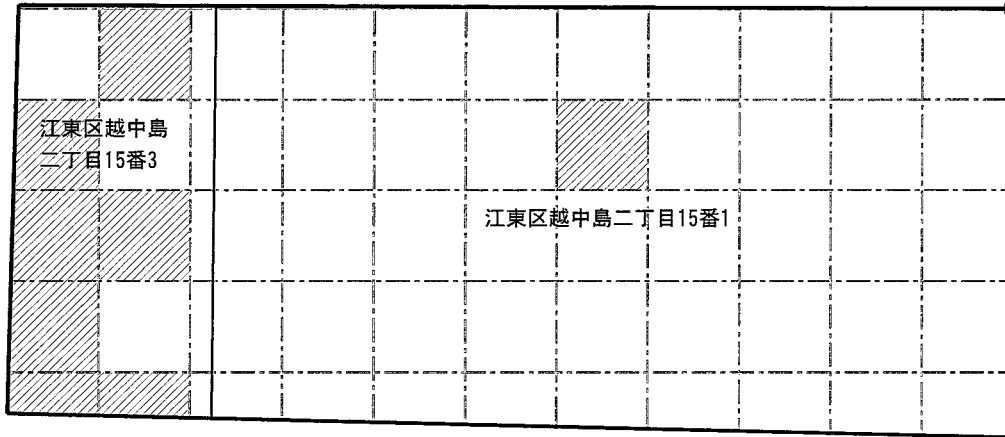
東京都知事 外 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区越中島二丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 トリクロロエチレン並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図

【支点】

支点は、江東区越中島二丁目15番1の最北端とする。



凡例

- - - : 単位区画
- : 筆境界
- : 敷地境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域

【格子の回転角度 (47度23分10秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百五十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第千六百九十号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年二月九日

東京都知事 舛添 要 一

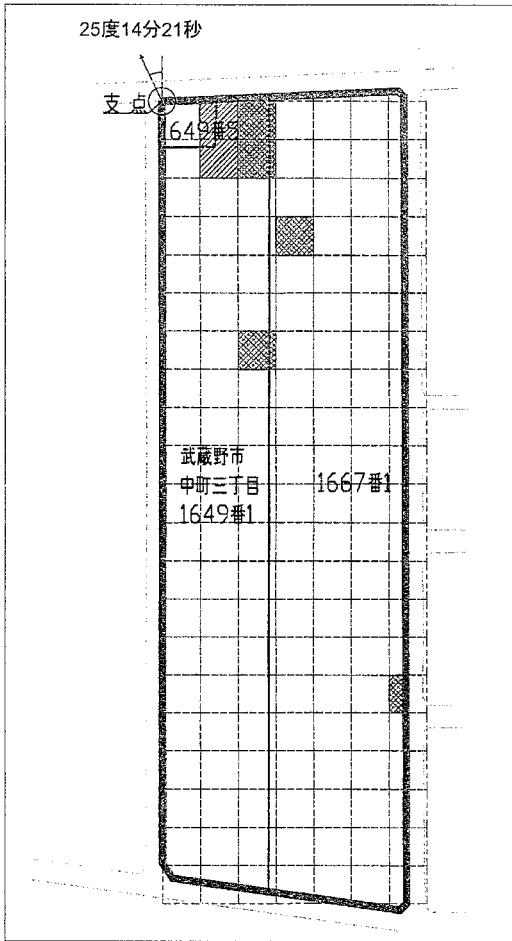
一 指定を解除する区域 別図のとおり(武蔵野市中町三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物

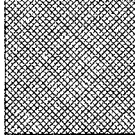
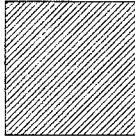
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【 凡例 】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
-  この告示により指定を解除する区域
-  形質変更時要届出区域

【 支點 】

支點は、武蔵野市中町三丁目1649番5の最北端とする。

【 格子の回転角度(25度14分21秒) 】

格子の回転角度は、支點を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支點を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百五十七号

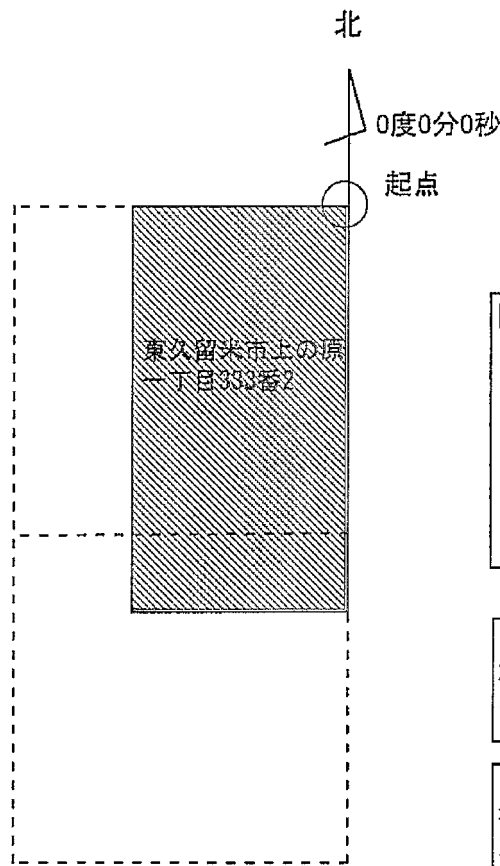
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第四項の規定により、平成二十五年東京都告示第千六百五十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同條第五項において準用する同條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年二月九日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(東久留米市上の原一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- : 単位区画
- : 敷地境界
- ▨ : 指定を解除する区域

【起点】

起点は、調査対象地(東久留米市上の原一丁目333番2の一部)の北東端

【格子の回転角度(0度0分0秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百五十八号

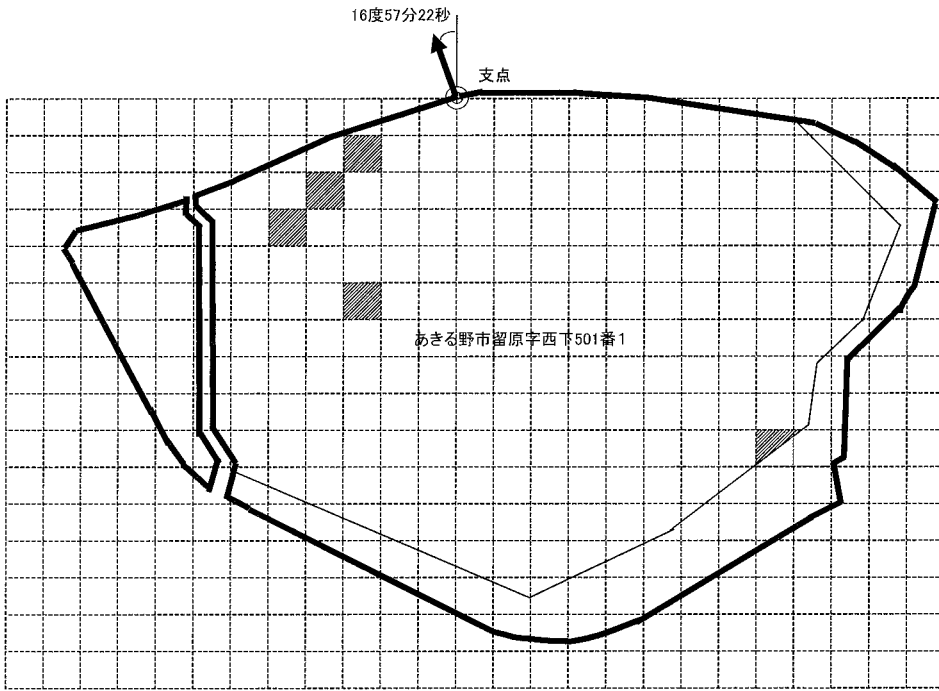
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第四項の規定により、平成二十四年東京都告示第三百九十七号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年二月九日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(あきる野市留原字西下地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 トリクロロエチレン及びシスー・二-ジクロロエチレン
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



凡例
 - - - 単位区画
 ——— 敷地境界
 ——— 調査範囲
 ▨ 指定を解除する区域

支点
 支点は、あきる野市留原字西下501番1の最北端とする。

格子の回転角度(16度57分22秒)
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百五十九号

波浮港港湾区域内の公有水面の埋立てについて公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号。以下「法」という。)第二条第一項の規定に基づき、埋立ての免許の出願があったので、法第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この埋立てに利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日まで、波浮港港湾管理者東京都の代表者である東京都知事に対して意見書を提出することができる。

平成二十八年二月九日

波浮港港湾管理者 東京都

代表者 東京都知事 外 添 要 一

一 出願年月日

平成二十八年一月十四日

二 出願人

名称 東京都

所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号

代表者 東京都知事 外 添 要 一

代表者住所 世田谷区代田三丁目四十八番一号

三 埋立区域

(一) 位置

大島町波浮港地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑩の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基準点(北緯三四度四一分一四秒〇三、東経一三九度二六分〇八秒三〇)から一一六

<p>②の地点 ①の地点から一六五度四四分三五秒一・八 九メートルの地点</p> <p>③の地点 ②の地点から一四六度〇九分三八秒五三・ 三三メートルの地点</p> <p>④の地点 ③の地点から二三六度〇九分〇三秒一・九 〇メートルの地点</p> <p>⑤の地点 ④の地点から三二二度四八分二五秒八・二 六メートルの地点</p> <p>⑥の地点 ⑤の地点から三二六度〇四分三二秒一〇・ 〇〇メートルの地点</p> <p>⑦の地点 ⑥の地点から三二六度三一分二二秒一〇・ 〇〇メートルの地点</p> <p>⑧の地点 ⑦の地点から三二六度三五分三四秒一〇・ 〇〇メートルの地点</p> <p>⑨の地点 ⑧の地点から三二六度二八分〇九秒一四・ 〇八メートルの地点</p> <p>⑩の地点 ⑨の地点から三一九度二九分〇七秒二・九 四メートルの地点</p> <p>(三) 面積 一一二・二五平方メートル</p> <p>四 埋立てに関する工事の施行区域</p> <p>(一) 位置 大島町波浮港地先公有水面</p> <p>(二) 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び⑨の地点と①の地 点とを結んだ線により囲まれた区域</p> <p>①の地点 基準点(北緯三四度四一分一四秒〇三、東 経一三九度二六分〇八秒三〇)から八八度 三一分五〇秒一一・〇三メートルの地点</p> <p>②の地点 ①の地点から一四六度〇九分三六秒九二・ 七七メートルの地点</p>	<p>③の地点 ②の地点から二三六度〇九分三五秒四七・ 八一メートルの地点</p> <p>④の地点 ③の地点から二九八度五〇分三五秒一一・ 三九メートルの地点</p> <p>⑤の地点 ④の地点から三〇七度三六分五一秒九・九 六メートルの地点</p> <p>⑥の地点 ⑤の地点から三〇三度四三分四二秒七・〇 六メートルの地点</p> <p>⑦の地点 ⑥の地点から三二六度〇九分二四秒四八・ 二九メートルの地点</p> <p>⑧の地点 ⑦の地点から三四六度二四分〇〇秒一二・ 六八メートルの地点</p> <p>⑨の地点 ⑧の地点から三四〇度五〇分二八秒九・二 六メートルの地点</p> <p>(二) 面積 五、三三四・二〇平方メートル</p> <p>五 埋立地の用途 ふ頭用地</p> <p>六 出願書類の縦覧場所及び意見書の提出先 大島町元町字オンダシ二百二十二番地一 東京都大島 支庁港湾課</p> <p>七 縦覧期間 告示の日から起算して三週間</p>
---	---

<p>●東京都告示第百六十号 八重根漁港漁港区域内の公有水面の埋立てについて公有 水面埋立法(大正十年法律第五十七号。以下「法」とい う。)第二条第一項の規定に基づき、埋立ての免許の出願 があったので、法第三条第一項の規定により、次のとおり 告示する。</p>	<p>一 出願年月日 平成二十八年一月十三日</p> <p>二 出願人 名称 東京都 所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号 代表者 東京都知事 舩添 要一 代表者住所 世田谷区代田三丁目四十八番一号</p> <p>三 埋立区域</p> <p>(一) 位置 八丈町大賀郷地先の八重根漁港漁港区域内公有水面</p> <p>(二) 区域 ア 区域一 次の各地点を順次に結んだ線及び⑩の地点と①の 地点とを結ぶ平成二十七年の秋分の満潮位(D.L. 十一・七〇メートル)における公有水面と陸地との 境界線により囲まれた区域</p> <p>①の地点 基準点(漁港原点)(北緯三三度〇五分 五九秒六五、東経一三九度四六分三四秒 四七)から二〇三度五五分二四秒一一・ 九四メートルの地点</p> <p>②の地点 ①の地点から九七度三三分三八秒四・一 四メートルの地点</p> <p>③の地点 ②の地点から一五二度三七分三八秒一〇 ・七五メートルの地点</p>
--	--

<p>なお、この埋立てに利害関係を有する者は、縦覧期間満 了の日まで、東京都知事に対して意見書を提出することが できる。</p> <p>平成二十八年二月九日 東京都知事 舩 添 要 一</p>	<p>一 出願年月日 平成二十八年一月十三日</p> <p>二 出願人 名称 東京都 所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号 代表者 東京都知事 舩添 要一 代表者住所 世田谷区代田三丁目四十八番一号</p> <p>三 埋立区域</p> <p>(一) 位置 八丈町大賀郷地先の八重根漁港漁港区域内公有水面</p> <p>(二) 区域 ア 区域一 次の各地点を順次に結んだ線及び⑩の地点と①の 地点とを結ぶ平成二十七年の秋分の満潮位(D.L. 十一・七〇メートル)における公有水面と陸地との 境界線により囲まれた区域</p> <p>①の地点 基準点(漁港原点)(北緯三三度〇五分 五九秒六五、東経一三九度四六分三四秒 四七)から二〇三度五五分二四秒一一・ 九四メートルの地点</p> <p>②の地点 ①の地点から九七度三三分三八秒四・一 四メートルの地点</p> <p>③の地点 ②の地点から一五二度三七分三八秒一〇 ・七五メートルの地点</p>
--	--

④の地点	③の地点から二一〇度〇五分五六秒五六・四八メートルの地点
⑤の地点	④の地点から一二〇度〇五分五六秒四・〇〇メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から一六五度〇〇分四二秒七九・五七メートルの地点
⑦の地点	⑥の地点から二五五度〇〇分一〇秒二・二〇メートルの地点
⑧の地点	⑦の地点から三四五度〇〇分一〇秒五三・二四メートルの地点
⑨の地点	⑧の地点から三二〇度五六分二二秒二一・一五メートルの地点
⑩の地点	⑨の地点から三四四度三〇分一二秒一八・五一メートルの地点
⑪の地点	⑩の地点から七五度五一分二九秒八・二二メートルの地点
⑫の地点	⑪の地点から三一八度〇一分五七秒一・〇六メートルの地点
⑬の地点	⑫の地点から二度四三分一二秒六・二二メートルの地点
⑭の地点	⑬の地点から一一五度一四分五三秒四・七九メートルの地点
⑮の地点	⑭の地点から二一度五二分三五秒一二・六七メートルの地点
⑯の地点	⑮の地点から三二度〇一分三六秒一九・一六メートルの地点
⑰の地点	⑯の地点から七七度一二分三一秒二・八五メートルの地点
⑱の地点	⑰の地点から三五二度〇三分〇六秒一三・八一メートルの地点
イ 区域二	
次の各地点を順次に結んだ線及び④の地点と①の地点とを結ぶ平成二十七年の秋分の満潮位(D.L.	

十一・七〇メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域	
①の地点	基準点(漁港原点)(北緯三三度〇五分五九秒六五、東経一三九度四六分三四秒四七)から一八八度三〇分〇二秒二五四・三〇メートルの地点
②の地点	①の地点から一六五度〇〇分一〇秒一五・二〇メートルの地点
③の地点	②の地点から二五五度〇〇分一〇秒一六・五〇メートルの地点
④の地点	③の地点から三四五度〇〇分一〇秒一五・二〇メートルの地点
面積	
ア	八重根漁港漁港区域内埋立地区域一 八二九・七九平方メートル
イ	八重根漁港漁港区域内埋立地区域二 二五〇・八〇平方メートル
四	埋立てに関する工事の施行区域
(一) 位置	
(二) 区域	八丈町大賀郷地先の八重根漁港漁港区域内公有水面
次の各地点を順次に結んだ線及び⑥の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域	
①の地点	基準点(漁港原点)(北緯三三度〇五分五九秒六五、東経一三九度四六分三四秒四七)から二一一度五二分一七秒九六・九四メートルの地点
②の地点	①の地点から一一七度三二分二四秒七五・四二メートルの地点
③の地点	②の地点から二一五度〇三分三八秒三六・八九メートルの地点

④の地点	③の地点から一六五度〇一分四八秒一八三・八六メートルの地点
⑤の地点	④の地点から二五五度〇一分四八秒一一七・二六メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から三四五度〇一分四八秒一八三・一四メートルの地点
(三) 面積	
五	埋立地の用途 漁港施設用地
六	出願書類の縦覧場所及び意見書の提出先 八丈町大賀郷二千四百六十六番地二 東京都八丈支庁 港湾課
七	縦覧期間 告示の日から起算して三週間
公 告	
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について	
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。	
平成二十八年二月九日	
東京都知事 舩 添 要 一	
一 申請のあった年月日	

<p>平成二十七年十一月九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人地域自然情報ネットワーク</p> <p>三 代表者の氏名 亀山 章</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都新宿区市谷台町三番十二号 新宿NCTハウス 一〇三号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、地域の自然を総合的にとらえて、自然環境の調査、解析、計画等を行い、自然環境保全に関心のある一般市民等への確かな情報を提供するとともに、技術の開発や技術者の人材育成を行う。また、これらの活動を通じて、GIS（地理情報システム）等の新しい技術のフィールド調査、計画、環境教育への応用と普及をめざす。これにより、広く地域の自然環境の保全に資することを目的とする。（以上原文のまま掲載）</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十一月九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人つどい</p> <p>三 代表者の氏名 原 泰夫</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区砧四丁目二十五番一号</p> <p>五 定款に記載された目的 本会は、身体障害を持つ人々、及びその家族が地域で</p>	<p>ともに生きていくために、健康で安心して暮らせる街づくりに関する事業を行ない、もって身体障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十一月十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人プロトコール・トレーニング・カレッジ</p> <p>三 代表者の氏名 須藤 一雄</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都東村山市栄町三丁目十四番地十九 コーシャハイム東村山栄町四〇六</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、2歳児からのお子様を対象に、常識を育て、我慢強さを養う。同時に、無償の報酬するなどを通じて、我慢強さを養う。同時に、無償の報酬するなどを通じて、さらに、次世代を担う人々を対象に、日本の伝統美を大切に、欧米上流家庭の養育・教育の良い面を知り、学ぶなど、指導者として、育成を図り、プロトコール（国際儀礼）を修得するなど、の活動を行い、もって、地域や家族及び社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十一月十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称</p>	<p>特定非営利活動法人ARUN Seed</p> <p>三 代表者の氏名 山岡 聡子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都中央区八重洲二丁目十一番七号 一新ビル八階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、社会的投資の概念、すなわち、コミュニティに根差したビジネスを起こし、人々のエンパワメントと、持続的な経済活動を作り出そうとしている社会起業家へ投資することを日本及び世界において普及させることにより、地球上のどこに生まれた人もひとりひとりの才能を発揮できる社会の構築を目指すことをその目的とする。（以上原文のまま掲載）</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十一月十一日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人西東京自立支援センター</p> <p>三 代表者の氏名 竹島 圭子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都小平市花小金井南町一丁目十八番二十五号 N R花小金井駅前一階1A3</p> <p>五 定款に記載された目的 本会は、障害者および高齢者が地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行なうことにより福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）</p>
---	---	---

<p>特定非営利活動法人の設立の認証申請について</p> <p>特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第三条の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十八年二月九日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十一月二十七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 NPO法人新麦コレクション</p> <p>三 代表者の氏名 池田 浩明</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都豊島区高田三丁目十番十二号 Sコーポ一〇一</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般の人びとに、おいしい小麦とパンの普及に関する事業を行うことにより、「育てる人」「つくる人」「食べる人」が真心を与えあい、顔の見える関係でつながりあって、よりよいものづくりと、豊かな食文化を創造することを目的とする。（以上原文のまま掲載）</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十二月二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称</p>	<p>特定非営利活動法人 K i d , s u p</p> <p>三 代表者の氏名 塚越 健三郎</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都国分寺市本多一丁目十二番十号 グリーンハイッ一〇五</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民に対して、スポーツ・文化・地域振興に関する事業を行い、自分の居場所として安心して活動できる場所を提供するとともに、スポーツ・文化の発展、地域振興の推進、健康増進、生涯にわたってスポーツに親しむ機会の創出、子どもの健全な育成に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十二月二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本ワークショップ協会</p> <p>三 代表者の氏名 畑 健一郎</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区恵比寿南一丁目一番一号 ヒューマックス恵比寿ビル八F</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、ワークショップに関する事業を行い、多様な人たちの相互作用を通じて新しい価値を創造していく有意義なワークショップの普及に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）</p>	<p>掲載）</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十二月三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人にじいる学校</p> <p>三 代表者の氏名 今徳 はる香</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都武蔵野市吉祥寺東町二丁目十五番一号 アスカホーム一F</p> <p>五 定款に記載された目的 セクシャル・マイノリティ（同性愛や性別違和など性的少数者の総称）の存在を多くの人に知ってもらうため、テーマカラーであるレインボーグッズの販売、同じ悩みをもったセクシャル・マイノリティが集まる機会を作るための各地方でのイベント開催、子どもや当事者ではない人でも参加しやすいイベントの開催等の活動を行うために設立された。（以上原文のまま掲載）</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十二月三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人たち</p> <p>三 代表者の氏名 大田 修子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都板橋区蓮沼町七十三番十四号 ハイム・アズマ</p>
--	---	--

一F

五 定款に記載された目的

この法人は、小規模保育事業および地域子育て支援事業を行うことにより、地域の保育・子育て要求に応え、どの子どもも豊かに育ちあう社会環境の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

東京都指定給水装置工事事業者の指定について

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第十六条の二

第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。

平成二十八年二月九日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

指定番号 商号 代表者 住所 指定年月日

九二二三 岩沢住設 岩澤 初男 青梅市新町一丁目十七番地の十一 平成二十七年十一月二十六日

九二二四 水道レス キューP R O 服部 全祥 京都府八幡市橋本北ノ町十五三〇四 同日

九二二五 アクアデ ザイン株式会社 杉本 洋平 日野市万願寺三丁目五十二番地の三 ユーフオリアT・K一〇一 同日

九二二六 日本プラ マー工業 株式会社 平野 吉典 埼玉県川口市大字芝六千九百六番地の七十一 同日

九二二七 株式会社 松本 和孝 江東区千田十番十九号 同日

九二二八 山地工業 所 山地 義弘 大田区南馬込五丁目三十一番十四号 同日

九二二九 福田設備 福田 正秀 小金井市中町三丁目二十四番十二号 同日

九二三〇 高橋興業 株式会社 高橋 裕二 足立区皿沼一丁目三番十号 同日

九二三一 株式会社 プラーム 遠藤 哲也 世田谷区砧一丁目十六番九号 同日

九二三二 株式会社 W A T E R R K S W A T 綿貫 篤 西東京市ひばりが丘北四丁目六番二十号 同日

九二三三 株式会社 ウエハラ 上原 大典 千葉県白井市根千八百六十五番十 同日

東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止について

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成二十八年二月九日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

指定番号 商号 代表者 住所 廃止年月日

五七〇四 アクアブ ラニング 名古屋豊美 武蔵村山市大南三丁目七十四番地の十六 平成二十七年六月三十日

二四二四 小山施設 工業株式会社 小山 一郎 小平市仲町二百六十九番地 同年十月三十日

六五八五 優和設備 会社 杉田 純一 埼玉県三郷市鷹野二丁目百二十二番地 同月三十一日

八七九 内外施設 株式会社 横山 治郎 中野区中野三丁目五番八号 平成二十七年十一月十一日

二八一二 株式会社 福地工業 所 福地 保男 江東区石島十九番十一号 同月二十五日

五四五一 山地工業 所 山地 義雄 大田区南馬込五丁目三十一番十四号 同日

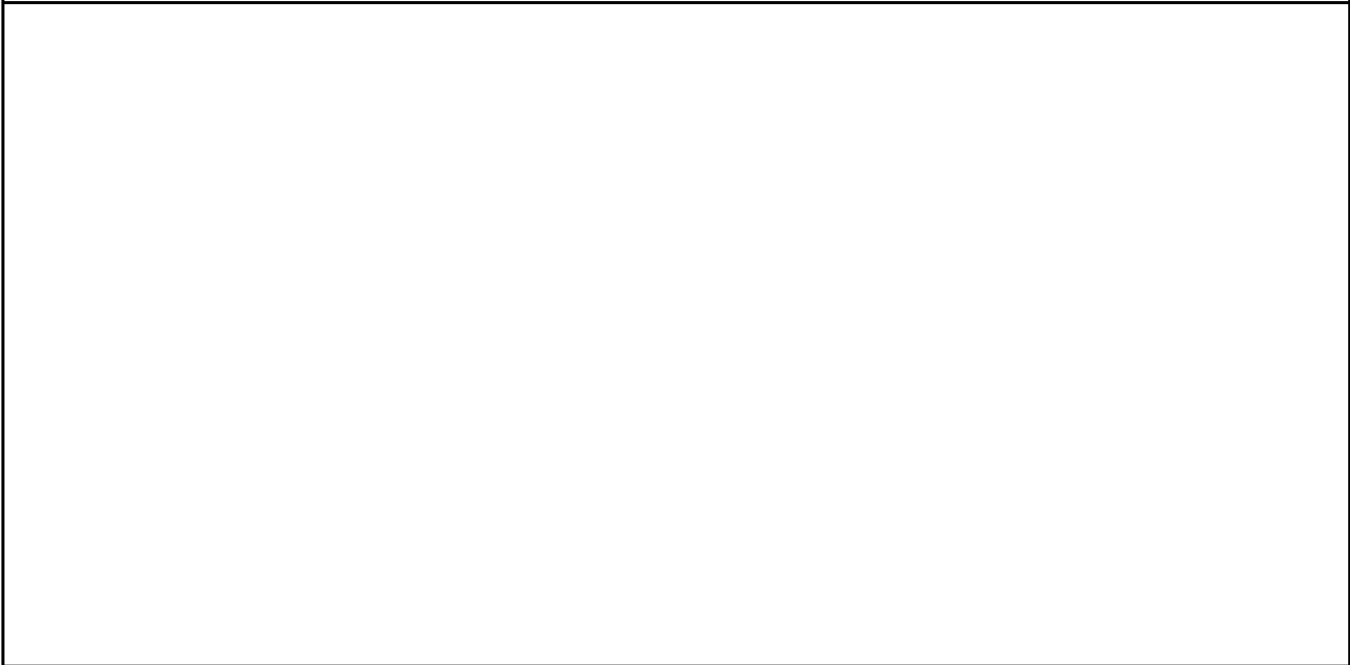
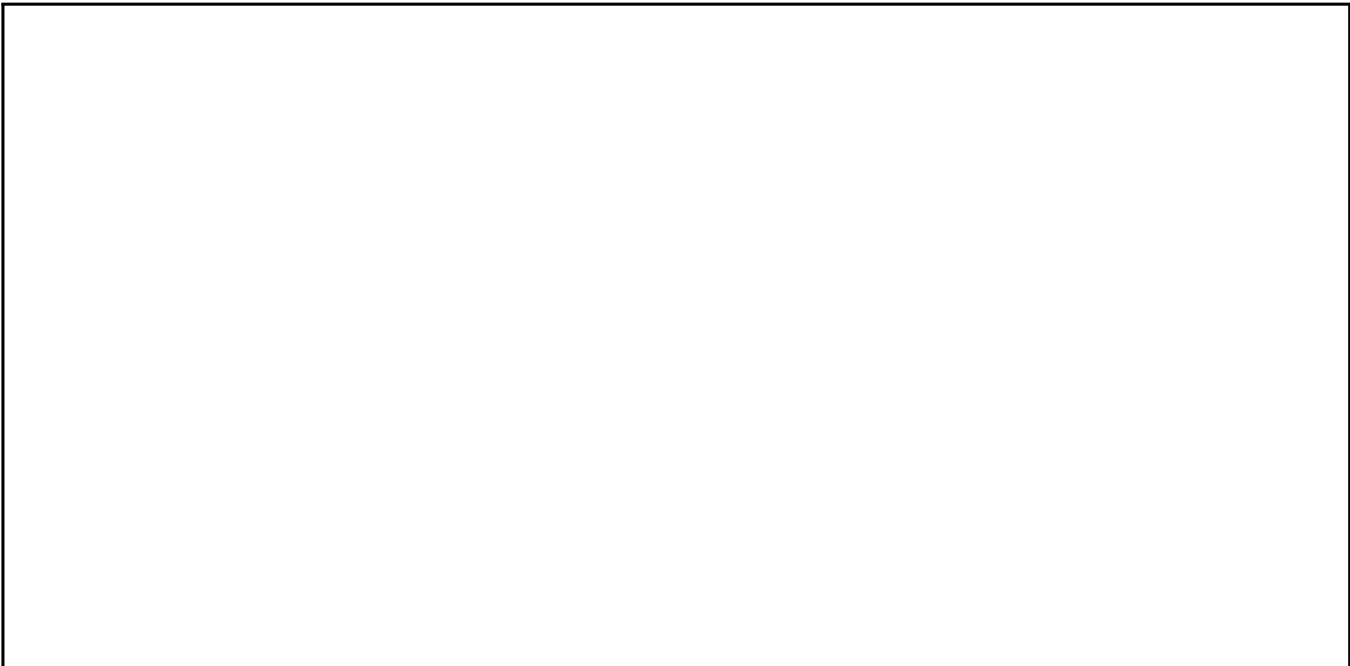
九〇七三 株式会社 フューチャー ヤー 福田 秀徳 小平市学園東町三丁目三番十五号 同日

九〇八五 W A T E R R K S W A T 綿貫 篤 埼玉県新座市栗原五丁目十七番二十二号 エド二階 同日

正 誤

○平成二十七年十二月二十一日付東京都規則第百八十八号 ページ一段一行一 誤 一 正 六一下一 三一 別記第十六号一 別記第十六号

——
——
——
様式の次に次の
一様式を加える。
——
の二様式を次の
ように改める。



発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号

郵便番号
113-0001